

令和元年度第 2 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 3 月 1 9 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 5〕

① 件 名					
石巻市危険ブロック塀除却等事業の見直しについて					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）					
<p>【背景】</p> <p>ブロック塀の除却については、国の社会資本整備総合交付金のうち防災・安全交付金の効果促進事業を活用し実施してきたが、平成 3 0 年 6 月の大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受けて、平成 3 1 年度に、同交付金に基幹事業が創設され、令和 2 年度から基幹事業で実施可能な部分は原則基幹事業での実施が必要となった。</p> <p>基幹事業では、耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等のブロック塀が対象となることから、ブロック塀の除却を基幹事業として実施するのに際し、本市では、今年度中に石巻市耐震改修促進計画で避難路の位置付けを行う予定としている。</p> <p>【目的】</p> <p>石巻市危険ブロック塀除却等事業の見直しを行うことにより、適切なブロック塀の維持管理を図る。</p>					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性					
<p>【根拠法令】</p> <p>（国）社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち</p> <p>第 7 節 細第 1 0 0 2 0 4 危険ブロック塀除却等事業</p>					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
平成 1 5 年 7 月	石巻市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の制定				
平成 3 0 年 6 月	大阪府北部地震				
	国土交通省から、建築物の既存の塀の安全点検について通達				
1 0 月	危険ブロック塀等調査				
平成 3 1 年 2 月	国の社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正				
4 月	石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の制定 （「石巻市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱」を全部改正し、補助対象者及び補助対象工事を明確化）				
令和 元年 7 月	危険ブロック塀等調査 ※平成 3 0 年度未実施分				
⑤ 主な内容					
<p>ブロック塀の除却に関する国の事業が「効果促進事業」から「基幹事業」に移行されるのにあわせて、石巻市危険ブロック塀除却等事業のうち、除却工事に関する部分を以下のとおり見直す。</p> <p>1 補助金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除却工事の補助金額は、<u>除却に要する費用の 3 分の 2</u>又は補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積 1 平方メートル当たり 4,000 円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1 件当たりの補助限度額を 15 万円とする。</td> <td>除却工事の補助金額は、補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積 1 平方メートル当たり 4,000 円とし、1 件当たりの補助限度額を 15 万円とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助対象外経費</p> <p>申請者自らが行う除却については対象外とする。</p> <p>また、国の補助事業の対象は以下のとおり区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業：ブロック塀の除却、ブロック塀除却跡地のフェンスの設置 ・効果促進事業：門扉・門柱及びフェンスの除却 		改正後	現行	除却工事の補助金額は、 <u>除却に要する費用の 3 分の 2</u> 又は補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積 1 平方メートル当たり 4,000 円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1 件当たりの補助限度額を 15 万円とする。	除却工事の補助金額は、補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積 1 平方メートル当たり 4,000 円とし、1 件当たりの補助限度額を 15 万円とする。
改正後	現行				
除却工事の補助金額は、 <u>除却に要する費用の 3 分の 2</u> 又は補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積 1 平方メートル当たり 4,000 円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1 件当たりの補助限度額を 15 万円とする。	除却工事の補助金額は、補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積 1 平方メートル当たり 4,000 円とし、1 件当たりの補助限度額を 15 万円とする。				

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

国の基幹事業として実施することにより、ブロック塀の維持管理を適切に行うことができる。

【市財政への負担】

(単位：千円)

年度	事業名	予定 件数	補助額	国費	市費	交付税
R 2 当初予算	基 幹	130	12,350	6,175	3,088	3,087
	効果促進	65	650	325	325	—
合 計		195	13,000	6,500	3,413	3,087

(財源) 社会資本整備総合交付金 (国費) 1/2

※基幹事業対象は、市費負担の 1/2 が特別交付税措置される。

(参考) 補助実績

(単位：千円)

年度	事業名	件数	補助額	国費 1/2	市費 1/2	交付税
H 2 8	効果促進	10	1,213	606	607	—
H 2 9	効果促進	8	727	363	364	—
H 3 0	効果促進	34	3,165	1,582	1,583	—
R 1 (12 月時点)	効果促進	152	14,683	7,341	7,342	—

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の他の自治体でも基幹事業への移行が随時行われている。

(県の調査による県内自治体の移行時期)

- ・令和 2 年度まで : 2 5
- ・令和 3 年度 : 4
- ・未定 : 4
- ・国の制度を利用しない : 1

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 2 年 3 月 石巻市耐震改修促進計画の見直し
 4 月 石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の一部改正 (同月 1 日施行予定)
 市ホームページで周知
 5 月 市報掲載

⑨ その他

(危険ブロック塀等調査の結果について)

市内全域の道路に面している高さ 1 m を超えるブロック塀 : 16,703 件

(単位：件)

	問題なし	要注意	要改善	緊急改善	合計
調査件数 (市内全域)	1,707	402	13,876	718	16,703
H30	815	235	9,502	539	11,091
R1	892	167	4,374	179	5,612